

たばこの煙からみんなを守ろう!

STOP! 路上喫煙

ここは喫煙禁止区域



喫煙禁止
NO SMOKING AREA

市原市

JR姉ヶ崎駅・五井駅・
八幡宿駅周辺は

**路上喫煙
禁止区域
です。**

◀ 禁止区域の路面シート

市原市受動喫煙の防止に関する条例が令和2年4月1日から施行されました。
重点区域(JR姉ヶ崎駅・五井駅・八幡宿駅の駅舎を中心に概ね200mの範囲の路上等)で喫煙をした場合、

過料2,000円

が科されます。

※指導及び過料については、市長が指定する受動喫煙防止指導員が重点区域内を巡回して行います。



市原市



電柱広告

この表示が 目印です!

※表示付近以外の場所でも、
重点区域内で違反した場合は
過料の対象です。



路面シート

Q&A [よくある質問]

Q1 なぜ条例ができたのですか?

A1 改正健康増進法が令和2年4月1日に全面施行され、原則屋内禁煙となり、受動喫煙防止の取組が強化されました。しかし、対象となっていない路上等では受動喫煙が引き起こされてしまいます。こうしたことから、特に多くの人が行き交うJR駅周辺において、望まない受動喫煙を防止するために、市原市受動喫煙防止に関する条例を制定しました。

Q3 路上喫煙をしていたらすぐに過料の対象となるのですか?

A3 巡回中の受動喫煙防止指導員が喫煙を確認した場合、過料の対象になります。
※重点区域内を現に運行している自動車の内部や、受動喫煙を防止するための措置が取られた分煙施設での喫煙は対象外です。

Q2 受動喫煙とはどういうことですか?

A2 受動喫煙とはたばこから出る煙(副流煙)や喫煙者が吐き出した煙(呼出煙)を吸うことを言います。また、喫煙者の毛髪や衣服に付着した有害物質が揮発し、それらを吸うことも受動喫煙と言います。
たばこの煙には約5,300種類の化学物質が含まれており、様々な健康被害を引き起こす原因になります。たばこは喫煙者だけでなく、たばこを吸わない周りの人へも影響を与えるのです。

Q4 喫煙禁止の重点区域内でも周りに人がいなければ吸っても大丈夫ですか?

A4 近くに人がいなくても、たばこの煙が風に流れ、受動喫煙を引き起こします。また、青少年に「公共の場所で喫煙する大人の姿を見せない」ためにも、重点区域内での喫煙行為そのものを禁止とします。



望まない受動喫煙を防ぐため、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

市原市 保健福祉部 保健センター ☎0436-23-1187

いちはらのたばこ対策 検索